

「ポケット版社会保険便覧Q&A（令和3年度版）」

P134国民年金の保険料免除 表中の所得金額等に誤りがありましたので、下表のとおり、お詫びして訂正（色数字部分）いたします。

	対象となる期間	免除額
法定免除	<p>第1号被保険者が①～③のいずれかに該当するようになった月の前月から該当しなくなる月まで（4分の3免除、半額免除または4分の1免除を受ける期間を除く）。</p> <p>①障害基礎年金や障害厚生年金など所定の障害給付の受給権者である。</p> <p>②生活保護法による生活扶助を受ける。</p> <p>③国立保養所など所定の施設に入所している。</p>	<p>131頁の表の保険料額のうち全額について納付を免除される。</p>
申請免除	<p>①～④のいずれかに該当する第1号被保険者（であった人）が申請した場合（①～④のいずれにも該当しない、世帯主または配偶者がいる場合を除く）に、免除が必要と認められる期間（学生等である期間を除く）。</p> <p>①前年☆の所得が、全額免除の場合67万円*¹以下、4分の3免除の場合88万円*¹以下、半額免除の場合128万円*¹以下、4分の1免除の場合168万円*¹以下である。</p> <p>②本人または他の世帯員が生活扶助以外の生活保護法による扶助を受ける。</p> <p>③前年☆の所得が135万円以下の障害者、寡婦、未婚のひとり親、寡夫である。</p> <p>④天災や失業等で、保険料納付が著しく困難である。</p>	<p>131頁の表の保険料額のうち全額、4分の3の額、半額または4分の1の額について納付を免除される*²。</p>
学生納付特例制度	<p>①～④のいずれかに該当する学生等（であった人）が申請した場合に、免除が必要と認められる期間（学生等である期間に限る）。</p> <p>①前年★の所得が128万円*¹以下である。</p> <p>②本人または他の世帯員が生活扶助以外の生活保護法による扶助を受ける。</p> <p>③前年★の所得が135万円以下の障害者、寡婦、未婚のひとり親、寡夫である。</p> <p>④天災や失業等で、保険料納付が著しく困難である。</p>	<p>131頁の表の保険料額のうち全額について納付を免除される*²。</p>
納付猶予制度	<p>①～④のいずれかに該当する第1号被保険者（であった人）が申請した場合（①～④のいずれにも該当しない配偶者がいる場合を除く）に、免除が必要と認められる期間（50歳（平成28年6月までは30歳）到達月の前月以前かつ令和12年6月以前の期間に限る。申請免除を受ける期間および学生等である期間を除く）。</p> <p>①前年☆の所得が67万円*¹以下である。</p> <p>②本人または他の世帯員が生活扶助以外の生活保護法による扶助を受ける。</p> <p>③前年☆の所得が135万円以下の障害者、寡婦、未婚のひとり親、寡夫である。</p> <p>④天災や失業等で、保険料納付が著しく困難である。</p>	<p>131頁の表の保険料額のうち全額について納付を免除される*²。</p>